

# 2018年度事業報告

[2018年4月1日から2019年3月31日まで]

2018年度は、「働く人とその家族が安心して生活できる共生社会の実現に向けた3か年」と位置づけた第7期中期経営計画の初年度として、「三本の柱」を基本に諸課題を遂行した。

「第一の柱」に掲げた「すべての働く人のための信用保証機関としての役割発揮」としては、労働金庫の融資伸張に資する競争力のある保証サービスの提供を目指し、金庫ニーズをふまえて保証制度を改定した。顧客の利便性向上に向けたチャネルの拡大を進めるため、2018年10月よりWeb完結型保証審査について3金庫（北海道、東北、九州）を対象に取扱いを開始した。また、多様化する勤労者ニーズに即した保証制度を確立するため、スピード感のある融資・保証業務の実現に向けて徴求書類を省略し、経済的再生を考慮した求償権の管理回収を実現するため、債務者の生活実態に応じた回収や入金チャネルの効率的な利用拡大を進めた。共助の取組みとしては、労働者福祉運動の発展に寄与するため、中央労福協と密に連携を図り、協働すべき諸課題に取り組んだ。災害復興にかかる継続的な支援として、労働金庫統一で取り扱う「災害救援ローン」の保証制度を見直し、2018年10月より取扱いを開始した。共生社会の実現に向けて、雇用形態やライフスタイルに合わせた保証制度を構築して推進した。

「第二の柱」に掲げた「労働金庫業態に資する保証制度の確立」としては、変動保証料制度を推進し、新たに2金庫が導入したことによって、有担保変動保証料制度の導入金庫は8金庫となった。信用リスク分析資料を作成して、無担保変動保証料制度を導入している6金庫に順次提供し、各金庫と意見交換を実施した。2018年10月からの変動保証料制度の適用料率については、他業態に対する優位性と競争力のある保証制度を維持するという観点から、保証料率が下がる労働金庫以外については、保証料率を据え置いて改定した。また、労働金庫の業務負担軽減と事務効率化に資するため、事前申請や代位弁済にかかる業務を見直し、徴求書類の簡素化やマイプランの事前申請省略等を進めた。効率的・効果的な求償権管理回収体制を構築し、債務者の現況を踏まえた柔軟な回収を可能とするため、求償権管理回収基準を見直した。

「第三の柱」に掲げた「ビジョン実現に向けた組織基盤の強化」としては、IT統制態勢について整備し、「IT統制規程」および「IT統括会議運営要領」を制定した。基幹システム再構築においては、基本方針や開発体制等を取りまとめた「基幹システム再構築プロジェクト計画書」を策定して、システム開発を開始した。また、安定した経営と効率的な事業運営を行い、実効性のある内部統制システムを構築するために、外部監査法人との意見交換を踏まえて全社的內部統制チェックリストを見直した。業務改革を進めるとともに、優良保証機関としての健全性を確保すべく、業務の可視化による経営管理のために管理ツール等の導入を進めた。人材育成においては「2018年度日本労信協教育研修計画」に基づき、各部室における能力開発プログラムの実行やロールプレイングの実施等により専門領域能力の向上を図った。

【2018 年度主要計数計画の達成状況】

(単位：百万円、%)

	計画値 ①	実績値 ②	差 値 ②-①	達成率等 ②/①	前年度比(増減率)	
						前年度実績
新規保証引受	1,800,310	2,246,778	446,467	124.8	13.2	1,985,469
無担保	362,578	386,198	23,620	106.5	2.5	376,866
有担保	1,437,732	1,860,579	422,846	129.4	15.7	1,608,602
保証債務残高	11,954,346	12,515,381	561,034	104.7	6.3	11,774,601
無担保	1,138,441	1,172,084	33,642	103.0	5.6	1,109,424
有担保	10,815,904	11,343,296	527,391	104.9	6.4	10,665,176
決算保証料	21,561	22,279	717	103.3	0.1	22,259
無担保	7,140	7,153	13	100.2	△2.4	7,332
有担保	14,421	15,125	703	104.9	1.3	14,926
代位弁済	18,558	19,950	1,392	107.5	15.1	17,330
無担保	5,649	6,228	579	110.3	26.4	4,927
有担保	12,909	13,722	812	106.3	10.6	12,402
延滞率 <sup>※2</sup>	0.11	0.09		△0.02	△0.03	0.12
求償権回収金	12,000	12,263	263	102.2	△0.1	12,280
無担保	1,560	1,584	24	101.6	4.5	1,515
有担保 <sup>※3</sup>	10,440	10,679	239	102.3	△0.8	10,765

※1 補助金付事業の実績を除く。

※2 延滞率については達成率等や前年度比に増減幅(ポイント)を記載。

※3 求償権回収金の有担保実績値には担保物件処分後の回収金を含む。

i. 主要計数概況

※1 補助金付事業の実績を除く。( )内は計画値の達成率等。

※2 代位弁済率、求償権残高等、上表に記載のない主要計数については[参考資料]第1～4表に記載。

※3 償却額・求償権残高については第7期中期経営計画(2018～2020年度)の主要計数計画であるため記載。

1. 保証引受の状況

(1) 新規保証引受

新規保証引受は、有担保が前年度比 15.7%と大幅に伸張したことによって、計画値を 4,464 億円(124.8%)上回り、2兆2,467億円となった。

担保区分別の内訳については、無担保が 3,861 億円(106.5%)、有担保が 1兆8,605 億円(129.4%)となった。

(2) 保証債務残高

保証債務残高は、計画値を 5,610 億円(104.7%)上回り、12兆5,153 億円となった。

担保区分別の内訳については、無担保が 1兆1,720 億円(103.0%)、有担保が 11兆3,432 億円(104.9%)となった。

### (3) 決算保証料

決算保証料は、変動保証料制度導入金庫の増加に伴う利用拡大によって、無担保の保証料が前年度比 $\Delta$ 2.4%の71億53百万円(100.2%)となったものの、有担保融資の大幅な伸張によって、有担保の保証料が前年度比1.3%の151億25百万円(104.9%)となったことから、全体としては222億79百万円(103.3%)となった。

## 2. 代位弁済等の状況

### (1) 代位弁済

代位弁済は、無担保が前年度比26.4%と大幅に増加したことによって、計画値を13億92百万円(107.5%)上回り、199億50百万円となった。

担保区分別の内訳については、無担保が62億28百万円(110.3%)、有担保が137億22百万円(106.3%)となった。

代位弁済率は、前年度より0.01ポイント増の0.16%となり、担保区分別では、前年度より無担保が0.09ポイント増の0.55%、有担保が0.01ポイント増の0.13%となった。

### (2) 延滞率

延滞率は、付保証債務の延滞残高が前年度末より26億27百万円減少したことによって、計画値より0.02ポイント減の0.09%となった。

## 3. 求償権回収金等の状況

### (1) 求償権回収金

求償権回収金は、計画値を2億63百万円(102.2%)上回り、122億63百万円となった。

担保区分別の内訳については、無担保が15億84百万円(101.6%)、有担保が106億79百万円(102.3%)となった。

### (2) 償却額・求償権残高

償却額は、前年度比 $\Delta$ 8.1%の73億7百万円となり、貸倒引当金より60億28百万円、債務保証損失引当金より12億66百万円をそれぞれ充当し、12百万円については貸倒損失として処理した。

求償権残高は、前年度比4.2%の717億94百万円となり、担保区分別では、無担保が143億23百万円、有担保が574億71百万円となった。

## 【参考：補助金付事業の実績】

### 1. 保証引受の状況

#### (1) 新規保証引受

新規保証引受は、技能者育成資金融資制度、求職者支援資金融資制度、教育訓練受講者支援資金融資制度および北海道限定となる就職促進資金融資制度の4事業について、前年度比 $\Delta 14.7\%$ の3億46百万円となった。

#### (2) 保証債務残高

保証債務残高は、新規保証引受が減少したことによって、前年度比 $\Delta 9.7\%$ の27億66百万円となった。

### 2. 代位弁済等の状況

#### (1) 代位弁済

代位弁済は、前年度比 $\Delta 9.7\%$ の29百万円、代位弁済率は、 $1.0\%$ となった。

#### (2) 返済免除

返済免除は、就職促進資金融資制度のみの取扱いとなり、16件、2百万円となった。

### 3. 求償権回収金等の状況

#### (1) 求償権回収金

求償権回収金は、前年度比 $\Delta 13.4\%$ の59百万円となった。なお、求償権回収金については、交付要綱に従い、返納等の処理を行った。

#### (2) 償却額

償却額は、前年度比 $\Delta 33.5\%$ の43百万円となった。なお、返済免除および償却については、交付要綱に従い、同額を補助金として受け入れた。

## ii. 決算報告

### 1. 経常増減の部

#### (1) 経常収益

経常収益は 251 億 7 百万円となり、前年度より 1 百万円増加した。

微増の主な要因は、事業収益が 82 百万円増加し、受取利息が 45 百万円、受取補助金等が 28 百万円、それぞれ減少したことにある。

#### (2) 経常費用

経常費用は 159 億 74 百万円となり、前年度より 36 億 45 百万円増加した。

増加の主な要因は、貸倒引当金繰入額が 23 億 31 百万円、債務保証損失引当金繰入額が 10 億 36 百万円、それぞれ増加したことにある。

貸倒引当金繰入額が大きく増加した要因は、破産や民事再生にかかる弁護士受任案件が増加したことと一般債権や貸倒懸念債権が悪化したことの 2 つの要因が重なり、求償権に占める破産更生債権の割合が増加したことにある。

#### (3) 当期経常増減額

当期経常増減額は 91 億 32 百万円となり、前年度より 36 億 44 百万円減少した。

### 2. 経常外増減の部

当期経常外増減額は 6 百万円となり、前年度より 7 百万円の増加となった。

### 3. 当期一般正味財産増減額

以上のことから、当期一般正味財産増減額は 91 億 39 百万円となり、前年度より 36 億 36 百万円減少した。

### iii. 社員および基本財産等の状況

#### 1. 社員

当年度末の社員は、13 労働金庫、6 労(勤)信協、労働金庫連合会の 20 会員で増減はない。

#### 2. 基本財産および特定資産

当年度末の基本財産は、保証限度率が 75%となるよう当期一般正味財産増減額から 65 億 82 百万円を繰り入れた保証積立資産 1,076 億 63 百万円と寄付金積立資産 36 億 9 百万円をあわせて、1,112 億 72 百万円となった。

また、特定資産は、当期一般正味財産増減額から 25 億 57 百万円を繰り入れた保証基盤安定化積立資産 771 億 15 百万円と退職給付引当資産 4 億 49 百万円、役員退任慰労引当資産 28 百万円をあわせて、775 億 94 百万円となった。

#### iv. 課題の遂行状況

### [第一の柱]すべての働く人のための信用保証機関としての役割発揮

#### I. 信用保証事業の改革と実践

##### 1. 競争力のある保証サービスの提供

###### (1) 労働金庫業態における事業基盤の拡大策等と歩調を合わせた保証制度の策定

- ① 金庫訪問や保証業務担当各級会議、労働金庫協会・連合会主催の各種会議を通じて、保証制度に対する金庫ニーズの把握に努め、労働金庫の融資伸張に資する保証制度の改善を図った。
- ② 13 金庫を訪問し、日本労信協の保証制度や事業計画、また労働金庫における融資の取組状況やリスク分析等について、労働金庫の融資関連部門のほか、企画・営業部門も交えて意見交換を行った。
- ③ 2017 年度に実施した特例制度（自治体提携融資保証等）の整理と保証制度の改定内容を踏まえ、2018 年度以降の各金庫における特例制度の取扱い内容を検証し、その結果を労働金庫に通知した。

###### (2) Web 完結型保証審査の導入と安定かつ効率的な運用

- ① Web 完結型保証審査について、導入における課題を労働金庫業態と連携して整理し、2018 年 10 月より 3 金庫（北海道、東北、九州）を対象に取扱いを開始した。また、取扱開始後の課題に対する結果を踏まえて「Web 完結型保証審査業務マニュアル」を改定した。
- ② 2019 年度に新たに Web 完結型保証審査を導入する労働金庫と意見交換を行い、導入における課題への対応策やスケジュール等を確認した。

###### (3) 労働金庫業態における非営利・協同セクターとの共同の取組みを踏まえた保証制度の検討

NPO や社会福祉法人、公益法人等への融資における金庫ニーズなどを把握するため、労働金庫連合会が主催する事業性融資にかかる研修会に参加するとともに、労働金庫協会や事業性融資を積極的に推進している労働金庫との意見交換を実施した。

###### (4) 労働金庫業態との機動的な情報共有

金庫専用サイトを活用するため、金庫訪問等により把握した金庫ニーズを踏まえ、コンテンツの充実化に向けたサイトの改修作業を開始した。

###### (5) 国との提携事業に対する適切な制度運営

国との提携融資にかかる保証事務および補助金精算手続きについて、保証制度ごとに定められた要領・要綱や保証基準等に基づき適切に対応した。

## **2. 多様化する勤労者ニーズに即した保証制度の確立**

### **(1) 勤労者ニーズを把握するための調査・研究**

保証業務担当各級会議や金庫訪問において、競合先や他保証機関の動向にかかる意見交換等を行い、スピード感と効率性のある融資・保証業務の実現に向け、徴求書類の省略について保証制度を改定した。

### **(2) 地域性と会員事情等を加味した保証制度の策定**

生協会員向けマイプランの保証限度額 300 万円超の取扱いについて、保証業務担当各級会議における協議を経て、2019 年 4 月から特例制度を保証制度化することとした。

## **3. 経済的再生を考慮した求償権の管理回収**

### **(1) 債務者の生活状況に応じた回収**

債務者の現況を丁寧に聴き取り、生活状況に応じた弁済方法を提案して回収を行った。また、物件処分による債務圧縮においては、競売優先ではなく、対象物件の近隣情報等を十分加味して価格設定を行い、債務者の同意を得て物件売却した。

### **(2) 入金チャネルの効率的な活用**

債務者の利便性向上により継続的な弁済に資するため、債務者の現況を踏まえた最適な入金チャネルを提案した結果、夜間（19 時～翌日 9 時）の取扱いも可能なコンビニ入金の利用シェアが入金チャネル全体の約 34%となった。

## **4. ステークホルダーへのアピール**

### **(1) 見やすく分かりやすいホームページへの更改**

ホームページの適切な更新やディスクロージャー誌の発行により、ステークホルダーが事業内容を理解しやすい経営情報を発信した。

### **(2) 労働金庫の審査・管理回収業務に役立つ情報発信**

保証業務担当者会議を開催し、労働金庫の審査および債権管理・回収業務に役立つ情報や代弁審査・求償権回収の事例等について発信した。

## **II. 共助の取組み**

### **1. 勤労者福祉事業等を通じた地域貢献**

#### **(1) 自治体提携融資保証を通じた役割発揮**

勤労者の生活向上に役立つ利用しやすい自治体提携融資保証制度とするため、各制度の利用状況や制度の継続等について確認した。



## **(2) 労働金庫業態との連携による労働者福祉運動と労金運動への参画**

- ① 労働者福祉運動の発展に寄与するため、より密に中央労福協と連携することを目的とし、中央労福協への加入について、2018年度より「全国労信連」から「日本労信協」に変更した。
- ② 中央労福協等の労働者福祉運動に積極的に参画するとともに、奨学金の借換えにかかる保証基準を緩和するなど、協働すべき課題に取り組んだ。

## **2. 災害復興にかかる継続的な支援**

### **(1) 災害救援融資の利用促進に向けた継続的な保証制度の見直し**

労働金庫統一で取り扱う災害救援ローンの保証について、被災者の経済的再生を図るための機動性を確保することを目的として、労働金庫協会・連合会と連携のうえ保証制度を見直し、2018年10月より取扱いを開始した。

### **(2) 自然災害ガイドラインへの円滑な対応**

- ① 労働金庫が主催する研修に講師として参加し、自然災害ガイドラインに基づく事務手続における工程ごとの留意点等について説明を行った。
- ② 被災地の労働金庫や弁護士会と連携して、自然災害ガイドラインに基づき、債務整理等に向けて丁寧かつ柔軟に対応した。

## **3. 社会的責任を果たすための取組み**

### **(1) CSR活動への積極的な取組み**

- ① 労働金庫連合会が開催する「ろうきん森の学校」に新入職員を中心に派遣し、豊かな森の再生や環境問題に取り組んだ。
- ② 食品ロスや飢餓撲滅、支援を要する施設援助を目的としたフードバンク団体に対し、災害備蓄品を寄贈した。
- ③ 社会貢献を意識した会議運営を目指し、保証業務担当役員会議および全国労信連の幹事会において、被災地に物資（水）支援を行うことのできる「支援水」を活用した。

## **Ⅲ. 共生社会の実現に向けた取組み**

### **1. 未組織・非正規労働者の利用拡大への取組み**

#### **(1) 労働金庫業態における取組みと連携した保証制度の構築**

- ① 金庫訪問を通じて、変動保証料制度の保証基準や保証制度の改定内容を、分かりやすい資料を用いて説明し、未組織・非正規労働者の利用拡大を推進した。
- ② 2019年4月より新しい在留資格による入管法が施行されることを受けて「外国人組合員融資制度」の保証制度を改定した。

## 2. 高齢者、退職者、女性、若年層等それぞれのライフスタイルに合わせた保証制度の実現

### (1) 雇用形態やライフスタイルに合わせた保証制度の構築

金庫訪問等において、多様化する雇用形態やライフスタイルに適合できる変動保証料制度の活用について推進した。

## [第二の柱]労働金庫業態に資する保証制度の確立

### I. 変動保証料制度の推進

#### 1. 労働金庫への制度導入推進

##### (1) 推進部門の機能強化と制度導入への施策実行

変動保証料制度を推進し、新たに2金庫（新潟、北陸）が導入したことによって、有担保変動保証料制度の導入金庫は8金庫となった。

#### 2. 制度理解向上への取組み

##### (1) 各種ツールを用いた制度理解の向上

保証制度について労働金庫の理解を深めることを目的とし、保証制度・基準等にかかる発信文書等を過去分も含めて金庫専用サイトに登録してツールの有効活用を図るため、改修作業を開始した。

### II. リスク分析と保証料率の適正化

#### 1. 多角的視点からのリスク分析

##### (1) 労働金庫の審査基準にかかる運用状況の把握とリスク分析

- ① 無担保変動保証料制度のリスク分析資料を作成して、6金庫（東北、中央、近畿、中国、四国、九州）に提供し、各金庫との意見交換を実施した。
- ② 「マイプラン借換実績報告書」等により、労働金庫におけるマイプラン借換の運用状況を把握し、全国的に取扱実績が増加傾向にあることから、デフォルト傾向を検証のうえ、2019年度においても保証を継続することとした。

#### 2. リスクを踏まえた適正な保証料率の維持

##### (1) リスク分析による保証料率の適正化

変動保証料制度の適用料率について、他業態に対する優位性と競争力のある保証制度を維持するという観点から、保証料率が下がる労働金庫以外については、保証料率を据え置いて改定した。

#### 3. リスク分析結果の労働金庫への還元

##### (1) リスク分析結果資料の作成と労働金庫への提供

デフォルト傾向について取りまとめ、信用リスク分析資料を作成して、無担保変動保証料制度の導入金庫に順次提供し、各金庫との意見交換を実施した。

### Ⅲ. 保証制度の策定と改善

#### 1. リスクを踏まえた保証制度の策定

##### (1) リスクに応じた新たな保証制度の策定

- ① 2018年4月に実施した有担保変動保証料制度にかかる保証基準の改定により、保証料率の一律的な上昇に繋がらないよう、労働金庫における審査基準やデフォルト傾向等の把握に努めた。
- ② 無担保ローンを対象とした個人ローン初期与信管理について、労働金庫連合会とともにモニタリングを実施し、結果について保証業務担当各級会議等を通じて労働金庫に報告した。

##### (2) 信用リスクランク特例の運用状況管理と制度化の検討

労働金庫における信用リスクランク特例の運用状況に基づき、金庫訪問等において意見交換を実施した。

#### 2. 融資施策に資する保証制度への柔軟な改善

##### (1) 変動保証料制度の運用状況把握と改善

無担保変動保証料制度の導入金庫を対象として労働金庫ごとにモニタリングを実施し、審査モデルの説明変数単位にデフォルト傾向等を資料として取りまとめ、金庫訪問や保証業務担当各級会議において意見交換等を行った。

### Ⅳ. 保証制度を踏まえた業務の見直しと組織のあり方

#### 1. 保証・代弁審査の見直し

##### (1) 事前申請廃止への検討と代弁審査の簡略化

労働金庫の業務負担軽減と事務効率化に資するため、事前申請や代位弁済にかかる業務を見直し、徴求書類の簡素化やマイプランの事前申請省略等について実施した。

#### 2. 効果的・効率的な求償権管理回収体制の構築

##### (1) 求償権管理回収基準の見直しや内部体制の強化による効果的な管理回収

- ① 生活実態に即した返済金額・年数、病気による減免等、債務者の現況を踏まえた柔軟な回収を可能とするため管理回収基準を見直し、求償権管理回収規程を改定した。
- ② 地域駐在職員の適正な配置方法を検証のうえ、新たに地域駐在職員を2名増員して14名とし、効率的な管理回収体制を構築した。
- ③ 求償権の管理回収業務を効率的に行うため、2018年4月より法務局のオンライン証明書請求手続きを活用し、2018年10月より求償権完済時における債務者への債権書類の返却を廃止した。

## **(2) 外部への業務委託を活用した効率的な求償権管理回収手法の確立**

2018年5月より回収困難な求償権を対象に、中央債権回収㈱とジェーピーエヌ債権回収㈱に求償権回収業務を委託し、約40百万円の回収実績をあげた。

## **[第三の柱]ビジョン実現に向けた組織基盤の強化**

### **I. IT統制と基幹システムの再構築**

#### **1. 安定したシステム環境を維持するためのITロードマップの見直しとIT統制態勢の整備**

##### **(1) 基幹システムの再構築を中核としたITロードマップの計画的な遂行**

- ① 基幹システム再構築の開発ベンダーとして㈱NTTデータを選定し、デロイトトーマツコンサルティング合同会社によるPMO支援を受けながら、基本方針や開発体制等を取りまとめた「基幹システム再構築プロジェクト計画書」を策定して、システム開発を開始した。
- ② 2018年5月に完了した業務LANシステムのリプレースにおいて、インターネット環境と同様に、外部メール環境を社内ネットワークと分離して、セキュリティを強化した。

##### **(2) IT統制態勢の整備のためのアクションプランの策定と実行**

- ① CIO（最高情報統括責任者）を中心としたIT統制態勢について整備し、「IT統制規程」および「IT統括会議運営要領」を制定した。
- ② (株)ブロードバンドセキュリティによるセキュリティ診断を実施し、発見された脆弱性についてセキュリティ対策を講じた。

#### **2. 業務フローの最適化と業務改革の促進に向けた基幹システムの再構築**

##### **(1) 業務効率・事務品質を向上させる業務フローの作成**

基幹システム再構築後の保証事務や代弁審査、求償権の管理回収にかかる業務フローに基づき、要件定義工程において新基幹システムの機能要件を取りまとめた。

##### **(2) 最適な業務フローに基づく業務方法等の変更**

- ① 保証事務や代弁審査、求償権の管理回収にかかる現行業務について、基幹システム再構築後の業務フローを想定しながら見直しを進めるため、要件定義工程において業務単位に新基幹システムの機能要件を取りまとめた。
- ② 民法改正や改元、即位に伴う10連休に適切に対応するため、業務方法や各種システムの変更について、各部室の課題とその進捗状況を定期的に集約し、全社的に情報共有して作業を進めた。
- ③ 会議の効率的な運営とペーパーレス化を推進するため、保証業務担当各級会議等、日本労信協の役職員以外の方が出席される会議においても会議システムを活用した。

## II. 業務の改革

### 1. 業務の可視化による経営管理の向上

#### (1) データベースの活用に向けたB I ツール等の導入

- ① B I ツール等の活用により経営指標をダッシュボード化するため、組織内で管理している経営指標等について「経営指標」と「業務管理指標」に分類し、新基幹システムにかかるデータベースの活用方法について検討を進めた。
- ② 信用リスク分析D Bについて、欠損データの現状を把握のうえデータ修整について労働金庫連合会と協議し、今後の対応方針を整理した。
- ③ ドキュメントの版管理等を適切に行い、システム開発作業を円滑に進めるため、プロジェクト管理ツールを導入した。

#### (2) 信用情報を用いた途上与信管理に向けた業務データ分析手法等の検討

信用情報機関が定めている運用ルール等を考慮して、信用情報の活用方法について検討し、信用情報を一括照会する機能を新基幹システムの機能要件に反映した。

### 2. 選ばれる保証機関であるためのサービス拡充

#### (1) データ分析資料の作成と労働金庫業態への提供

労働金庫の信用リスク管理向上を目的として、無担保ローンを対象とした個人ローン初期与信管理コンサルティングの結果について金庫専用サイトに掲載した。

## III. 優良保証機関としての健全性確保

### 1. 安定した経営と効率的な事業運営

#### (1) 組織改編による諸課題への対応と職員構成を意識した人員配置

- ① 事業計画の達成に向けた人員配置として、長期在籍者・新入職員を中心としたジョブローテーションや中央機関における団体間異動、またW e b 完結型保証審査の体制整備を行った。
- ② W e b 完結型保証審査の導入やI T 統制態勢の整備に伴い、各部室と調整のうえ、業務分掌や稟議等決裁権限を見直した。

#### (2) 内部統制システムの整備および運用態勢の確保

一般社団法人における業務の適正を確保するための体制整備に向けて、実効性のある内部統制システムとするため、E Y 新日本有限責任監査法人との意見交換を踏まえて全社的内部統制チェックリストを見直した。

#### (3) 適切な予算策定と経費執行

- ① 2019 年度予算編成方針を策定し、各部室と調整しながら予算策定を行った。

- ② 適切に経費を執行するため全社的に予算執行状況を月次で公開し、予算不足等が発生した場合は当該部室と適宜調整を図った。

#### **(4) 外部の品質評価を受けた監査手法の見直し**

実効性のあるリスク・ベース監査を行うために、監査事項に対するリスク・アセスメントを実施した。また、オフサイト・モニタリングについて検討し、2019年度内部監査計画に反映させた。

#### **(5) システム監査の実施**

基幹システム再構築を適正に進めるため、システム監査実施に向けて、EYアドバイザー・アンド・コンサルティング(株)に監査を委託した。

#### **(6) 優良保証性指標の精度向上**

代弁能力係数を補完する指標として、損失変動耐性を算出し、2017年度経営分析表に掲載した。

#### **(7) 事業継続計画の実践**

- ① 緊急対策本部の立上訓練を行い、緊急時の初動における基本動作について確認した。
- ② 消防計画を策定し、防災体制の構築、消火器・AED等の整備点検、非常用持出袋や備蓄品の管理を行った。

### **2. 統合的なリスク管理態勢の確立**

#### **(1) リスク管理態勢の見直し**

2018年度のリスク資本やリスクリミット等を設定し、四半期ごとにリスク量のモニタリングを実施した。

#### **(2) 信用リスクの適正なコントロール**

信用リスクを計量化するための手法について、外部コンサルタントの知見を取り入れて検討した。

### **3. コンプライアンス経営の徹底**

#### **(1) 非営利型一般社団法人としてのコンプライアンス経営の強化**

- ① ヒューマンエラー対策をテーマに全体研修を実施し、ヒューマンエラーの防止に向けた各職員の取組みとして「行動計画シート」を作成した。

- ② 「2018年度コンプライアンス・プログラム」に沿って各部室にて策定したコンプライアンス・プログラムや研修の実施状況、および各部室におけるコンプライアンス遵守状況を月次で点検した。また、事務過誤事案等については、コンプライアンス統括会議や個人情報安全管理統括会議において検証のうえ、再発防止策を講じた。

## **(2) 反社会的勢力排除に向けた取組み**

- ① 反社会的勢力に対する基本方針に基づき、求償権等の反社スクリーニングや預金保険機構による特定回収困難債権買取制度案件について、月次で点検を行った。また、契約書等のリーガル・チェックにおいて、暴排条項の確認を徹底した。
- ② 暴力団追放運動推進都民センターの情報を集約した反社データベースを強化するため、不芳情報の整理やマネーロンダリング対策等に係る情報を労働金庫連合会と共有することについて検討した。

## **IV. 次世代に向けた人材育成と連携の強化**

### **1. 人材戦略の確立**

#### **(1) 業務に関する専門領域能力向上策の確立**

- ① 「2018年度日本労信協教育研修計画」に基づき、各部室における能力開発プログラムの実行やロールプレイングの実施等により専門領域能力の向上を図った。
- ② 「2019年度日本労信協教育研修計画」にIT人材の育成計画を反映させるため、労働金庫業態の「業態IT人材育成計画」に基づき、実施計画内容を確定した。

#### **(2) 中央機関としての総合力・指導力発揮に必要な人材の育成**

- ① 中央機関における人材育成方針に基づき、人員配置や中央機関内の団体間異動を行い、労働金庫への教育的出向を実施した。
- ② 中央機関における人事の全体最適を目指し、中央機関合同による採用活動にて人材を確保した。また、専門スキル保有者の確保等のため中途採用を行った。

#### **(3) 人事賃金制度を活用した職員の行動特性水準の向上**

人事賃金制度に沿った適正な目標設定と人事評価を行い、自発・自律的に行動して高い成果を上げる職員の育成に努めた。また、人事制度の職員への浸透度や認識している課題について確認するためアンケートを実施し、その結果を踏まえて人事制度を改善した。

#### **(4) 障がい者の職場定着に向けた取組み**

障がい者が積極的に能力を発揮し、健常者とともに安心して働ける職場環境づくりに向けて、雇用している障がい者を対象に適宜ヒアリング等を実施した。

## 2. 健康経営・ワークライフバランスへの取組み

### (1) 「労働金庫健康経営宣言」を踏まえた行動計画の策定と実施

「2018年度健康管理行動計画」に沿って、健康診断の受診状況を確認し、休暇取得の促進やストレスチェックなどを実施した。また、受動喫煙対策として就業時間内の禁煙を徹底した。

### (2) 「次世代育成支援対策推進法」「女性活躍推進法」を踏まえた行動計画の策定と実施

- ① 「次世代育成支援対策推進法」および「女性活躍推進法」に基づく第3期行動計画（2016～2018年度）等に沿って、過重労働対策や育児・介護の両立を支援する制度の推進等、職員の働きやすい環境づくりに取り組んだ。
- ② 子育てをしながら安心して働ける職場環境・風土の構築に向けて、労使共同にて「仕事と育児の両立支援ワークショップ」を開催した。

### (3) ワークライフバランスの実現に向けた働き方の見直し

総労働時間の削減に向けて労務管理を適切に行うため、休暇の計画的な取得や業務分担の平準化等に努めた。

## 3. 組織横断的な情報連携

### (1) 役職員間コミュニケーションと全社的な情報共有の充実

- ① ヒューマンエラー、ファシリテーション、社会倫理、コンプライアンス等をテーマに全体研修を実施した。
- ② 専務理事が講師となり、管理職を対象として、リスク管理を行いながら組織力を高め成果を出すうえで必要な意識や行動について研修を行った。
- ③ グループウェアを効果・効率的に活用するため、ドキュメント管理の利用状況を調査し、調査結果を全社的に共有して、新たな活用方法を検討した。
- ④ 役職員が日常の業務や職場内外の行動で起こしやすいコンプライアンス違反について、事例をグループウェアに月次で掲載し、コンプライアンス違反の防止に努めた。

### (2) 労働金庫会館検討委員会への参画や統一退職金制度の改定等への対応

- ① 労働金庫協会・連合会と協働して策定した「労働金庫会館に係る基本方針」に基づき、理事会の諮問機関（特別委員会）として「労働金庫会館建設委員会」を設置した。
- ② 統一退職金制度について、中央機関内や労働組合等と協議を進め、2019年4月に制度改定を行った。



## v. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

日本労信協が「一般社団法人の業務の適正を確保するための体制」として定めている「内部統制システムに関する基本方針」については、以下のとおりである。

---

---

### 内部統制システムに関する基本方針

[2018年4月1日改定]

#### I 内部統制システムの整備・運用に関する基本的な考え方

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、内部統制システムに係る持続的な活動（経営・業務に係るリスクの洗い出し、評価・分析、対応、モニタリング、早期是正）を通して、内部統制システムの品質維持・向上と事業に関わる法令等の遵守に努め、もって業務の適正を確保し、事務の効率性・有効性を高めていく。

#### II 内部統制に関する体制の整備

##### 1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 公益性に根ざした信用保証事業を行う日本労信協は、より高いレベルのコンプライアンスが求められていることから、理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組むとしたコンプライアンス・ポリシーを実践するとともに、全ての役職員の意識と行動の指針として役職員行動規範を定め、これらを周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

また、横断的組織としてコンプライアンス統括会議を設置し、コンプライアンス全般の状況把握と総合的な検討・評価を行うことでコンプライアンス態勢の実効性確保に努め、進捗状況等の事項について理事会に報告する。

(2) 理事会は、理事会規程を定め、3か月に1回以上開催するほか必要に応じて随時開催して、理事が迅速に各種リスク管理の意思決定を行える体制を整え、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監視する。

(3) 理事は、日本労信協における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに代表理事および監事に報告する。

(4) 監事は理事会へ出席するほか、監事監査基準に基づき適時に監査することにより理事の職務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに理事または理事会に対し法令、定款および社会規範等の遵守に向けて助言または是正勧告することとする。

(5) 日本労信協は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引をはじめ一切の関係を遮断するとともに、不当要求等があった場合は、必要に応じて外部の専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。

## 2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報（社員総会・理事会・常任理事会・各種委員会議事録、稟議書等）については、社員総会規程、理事会規程、常任理事会規程、委員会規程または文書取扱規程等に基づき作成する。記録文書は、文書および電磁的記録の保存取扱規程に基づき、文書種類ごとに、定められた期間にわたり適時適切に保存・管理し、必要に応じて正当な権限を有する者が閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 代表理事および業務執行理事（以下「代表理事等」という。）の業務執行については、理事会において、「代表理事等の業務執行状況報告」により報告する。
- (3) 個人情報等に関しては、プライバシーポリシーおよび情報セキュリティポリシー等を定め、専務理事を統括責任者とし適切な管理体制を整備し、情報漏えいの防止等を図る。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクに関するリスク管理体制の基礎として、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理部署を明確にする。また、リスクのモニタリングとコントロール機能発揮のため、「リスク管理統括会議」および「個人情報安全管理統括会議」等を設置し、審議内容を理事会等に報告するなど同規程に従ったリスク管理体制を構築するとともに、ディスクロージャー誌等によりこれを開示する。
- (2) 財務報告の信頼性を確保するために、業務プロセスにおける各種の重要リスクにおいて、重点的なリスク・コントロールに係る有効性評価を継続的に実施する。
- (3) 自然災害等の不測の事態が発生した場合の対応としては、事業継続計画等に基づき、理事長を緊急対策本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、日本労信協における役職員の生命・資産・管理情報等の損失を最小限に止める体制を整えるものとする。

## 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営に係る重要な政策等については、常任理事会において議論を経て、執行決定を行う。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、理事職務権限規程、常任理事会規程、職務権限規程および業務分掌規程等を定め、これらの規程等に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。

## 5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス・ポリシー、役職員行動規範およびコンプライアンス・プログラムから構成されるコンプライアンス・マニュアル、その他コンプライアンス態勢に係る規程等を定め、これらの研修等を通じて職員に周知・徹底する。
- (2) 職務執行に際して基になる規程等、各種契約およびその他必要なものについては、リーガル・チェックを実施する。
- (3) 役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、内部窓口のほか弁護士を外部窓口としたヘルプライン制度を整備するものとする。

- (4) 内部監査部門が、職員の職務執行が法令および定款に適合しているかについて点検する。
6. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項  
監事会が制定した監事会規程および監事監査基準に基づき、日本労信協職員の中から監事会事務局に専任の監事会事務局職員を任命する。
7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項  
(1) 監事会事務局職員は、監査業務に必要な指示命令を監事より受け、監事以外からの指示命令を受けないものとする。  
(2) 監事会事務局職員の人事異動（異動先を含む）・人事評価・懲戒処分等については、監事の同意を得ることとする。  
(3) 監事会事務局職員は、業務執行に係る役職を兼務しないこととする。
8. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制  
(1) 監事は、必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。  
また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。  
(2) 監事は、コンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができるものとする。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
理事は、監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにすること、またその適正な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。
10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
(1) 監事はその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該監事の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。  
(2) 理事の職務執行を監査するために通常必要な監査費用については、理事は監事との協議のうえ予算に計上する。
11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監事は、会計監査人から監査計画を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状

況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

---

---

**[参考資料]** ※ 補助金付事業の実績を除きます。

第1表 保証引受状況

(単位：件、百万円、%)

区分	期中新規保証引受		期末保証債務残高				期中増加額			
	件数	金額	件数	金額	構成比		件数	金額	期首比	
					件数	金額			件数	金額
無担保	246,128	386,198	2,808,311	1,172,084	100.00	100.00	19,322	62,659	0.7	5.6
組織			2,600,459	1,019,012	92.60	86.94	▲3,508	47,732	▲0.1	4.9
未組織			207,852	153,072	7.40	13.06	22,830	14,927	12.3	10.8
有担保	96,320	1,860,579	764,789	11,343,296	100.00	100.00	23,763	678,119	3.2	6.4
組織			512,004	7,571,961	66.95	66.75	6,038	219,971	1.2	3.0
未組織			252,785	3,771,334	33.05	33.25	17,725	458,148	7.5	13.8
合計	342,448	2,246,778	3,573,100	12,515,381	100.00	100.00	43,085	740,779	1.2	6.3
組織			3,112,463	8,590,973	87.11	68.64	2,530	267,704	0.1	3.2
未組織			460,637	3,924,407	12.89	31.36	40,555	473,075	9.7	13.7

第2表 代位弁済・延滞状況

(単位：件、百万円、%)

区分	代位弁済				延滞			
	件数	金額	代位弁済率		件数	金額	延滞率	
			件数	金額			件数	金額
無担保	4,796	6,228	0.17	0.55	694	865	0.07	0.07
組織	4,046	5,468			588	759		
未組織	750	759			106	106		
有担保	845	13,722	0.11	0.13	755	10,528	0.10	0.09
組織	369	6,200			360	4,822		
未組織	476	7,522			395	5,706		
合計	5,641	19,950	0.16	0.16	1,449	11,394	0.08	0.09
組織	4,415	11,669			948	5,582		
未組織	1,226	8,281			501	5,812		

第3表 求償権状況

表3-1

(単位：件、百万円)

区分	期中回収 (求償権元金)	期末償却		期末求償権残高	
	金額	件数	金額	件数	金額
無担保	1,237	1,912	3,246	16,624	14,323
有担保	8,490	385	4,061	6,179	57,471
合計	9,728	2,297	7,307	22,803	71,794

表3-2

(単位：百万円)

期中回収 (求償権元金以外)	
区分	金額
償却求償権	94
受取損害金	2,373
譲受償還益	67
合計	2,535

第4表 引当金繰入額の算出

【貸倒損失】

(単位：円)

	債権区分	引当状態	金額	充当・繰入
18年度 償却金額 7,307,941,525	17年度末までの代弁	貸倒引当金	6,028,506,560	過年度貸倒引当金から充当
	17年度末までの保証引受 かつ18年度期中代弁	債務保証 損失引当金	1,266,707,342	過年度債務保証損失 引当金から充当
	18年度期中保証引受 かつ18年度期中代弁等	未引当	<b>12,727,623</b>	<b>18年度 貸倒損失</b>

【貸倒引当金】

(単位：円)

17年度 貸倒引当金	18年度 償却金額	18年度 貸倒引当金繰入額	18年度 貸倒引当金
(A) 通常 38,271,700,225	(A) 通常 6,028,506,560	(A) 通常(*) 8,740,331,943	(A) 通常 40,997,871,129
(B) 東日本大震災 811,273	(B) 東日本大震災 0	(B) 東日本大震災 ▲107,883	(B) 東日本大震災 703,390
<b>38,272,511,498</b>	<b>6,028,506,560</b>	<b>8,740,224,060</b>	<b>40,998,574,519</b>

※ 繰入額 = 当年度貸倒引当金 - (前年度貸倒引当金 - 当年度償却金額)

※ 表内の(\*)は、上記計算による繰入額から過年度償却の取消金額(14,345,521円)を控除した額を記載。

【債務保証損失引当金】

(単位：円)

17年度 債務保証損失引当金	18年度 償却金額	18年度 債務保証損失引当金繰入額	18年度 債務保証損失引当金
111,052,003,081	1,266,707,342	<b>3,901,206,724</b>	113,686,502,463

※ 繰入額 = 当年度債務保証損失引当金 - (前年度債務保証損失引当金 - 当年度償却金額)

第5表 出捐団体一覧

(単位：千円)

団体名		出捐金額
労働金庫	北海道労働金庫	227,100
	東北労働金庫	274,200
	中央労働金庫	720,800
	新潟県労働金庫	142,100
	長野県労働金庫	120,800
	静岡県労働金庫	260,400
	北陸労働金庫	133,800
	東海労働金庫	238,000
	近畿労働金庫	556,800
	中国労働金庫	255,200
	四国労働金庫	122,060
	九州労働金庫	427,900
	沖縄県労働金庫	26,400
	計	3,505,560

団体名		出捐金額
労(勤)信協	北海道労信協	1,000
	新潟労信協	780
	静岡勤信協	4,720
	富山勤信協	810
	石川労信協	810
	福井労信協	1,010
	計	9,130

労働金庫連合会	31,000
脱会社員等	63,310

合計	3,609,000
----	-----------

第6表 役職員の状況

	2017年度末	2018年度末
役員	18名(うち常勤5名)	18名(うち常勤5名)
理事	15名(うち常勤4名)	15名(うち常勤4名)
監事	3名(うち常勤1名)	3名(うち常勤1名)
職員	106名	108名
合計	124名	126名

## 第7表 会議の概要

### 1. 社員総会

開催年月日	会議名	議案
2018/6/28	第49回定時社員総会	[報告事項] ○第6期中期経営計画総括および2017年度事業報告・計算書類 ○第7期中期経営計画および2018年度事業計画

### 2. 理事会

開催年月日	回次	審議事項等
2018/4/24	第247回	○2018年度コンプライアンス・プログラム(案) ○2017年度事業報告(素案)
2018/6/1	第248回	○2017年度決算における資産査定・引当金の算出結果 ○第6期中期経営計画総括および2017年度事業報告・計算書類等(案) ○監事の報酬総額の改定(案) ○第49回定時社員総会議案ならびに議事運営等(案) ○理事に対する保証承認
2018/6/28	第249回	○理事候補者選任の件 ○監事候補者選任の件
	第250回	○代表理事および業務執行理事選定の件 ○退任役員に対する退任慰労金等贈呈の件 ○相談役選任の件
2018/7/10	第251回	○各委員会の委員選任 ○組織規程および理事職務権限規程の改定(案) ○2018年度監査契約書の締結 ○後楽森ビル賃貸借契約の更改 ○基幹システム再構築に係る開発候補先事業者の選定プロセス
2018/9/28	第252回	○基幹システム再構築の開発着手 ○基幹システム再構築プロジェクトに係る第三者評価機関の選定(案) ○中央機関における統一退職金制度改定に係る対応(案) ○2017年度監事監査所見への対応方針(案) ○災害救援ローンに係る業態統一制度の見直し
2018/11/30	第253回	○IT統制規程およびIT統括会議運営要領の制定(案) ○「IT統制規程」等の制定に伴う「理事会規程」と「諸会議規程」の改定(案) ○基幹システム再構築に係る2018年度収支予算の補正 ○「都道府県労信協の保証債務等の譲受条件」の改定(案) ○(公財)日本労働文化財団への寄付金の支出
2019/2/26	第254回	○2019年度事業計画(一次案) ○2019年度災害救援ローン(無担保)に係る業態統一制度の適用保証料率 ○役員処遇に関する諸規程の改定(案) ○労働金庫会館に係る基本方針の変更(案)
2019/3/26	第255回	○2019年度事業計画(最終案) ○2019年度内部監査計画(案) ○2019年度内部統制システム実施計画(案) ○【基幹システム再構築】スケジュール変更に対する改善策の策定と実行状況 ○【基幹システム再構築】マスタースケジュールの変更 ○【基幹システム再構築】開発委託先事業者との個別契約締結内容の変更 ○資産査定および償却・引当規程の改定(案) ○統一退職金制度改定に伴う諸規程の制改定(案) ○執行役員のリポートへの推薦(案)



### 3. 常任理事会

開催年月日	2018年	4/19 (395回)	5/16 (396回)	5/30 (397回)	6/20 (398回)
		7/ 3 (399回)	7/10 (400回)	7/25 (401回)	8/22 (402回)
		9/19 (403回)	9/28 (404回)	10/17 (405回)	11/19 (406回)
		12/19 (407回)			
	2019年	1/23 (408回)	1/29 (409回)	2/21 (410回)	3/19 (411回)

第8表 主要制度改定等

内 容	
2018年	
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保証制度の一部改定（特例制度の整理[下期]に伴う保証制度の改定）</li> <li>○保証料制度の一部改定（有担保変動保証料制度にかかる保証引受基準の改定）</li> <li>○求償権管理回収規程等の一部改定</li> </ul>
5月	○保証料制度の一部改定（変動保証料制度に係る「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」による代位弁済案件の取扱いの変更）
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○Web完結型マイプランにかかる保証引受の開始</li> <li>○保証制度の一部改定（災害救援ローンにおける適用料率等の改定）</li> </ul>
2019年	
2月	○保証債務履行請求時における事務の見直し
<参考>	○保証制度の一部改定（生協会員におけるマイプラン保証限度額の増額）
4月	○保証制度の一部改定（外国人組合員融資制度にかかる保証引受基準の改定）